

個人所得に係る**主な税制改正の概要**

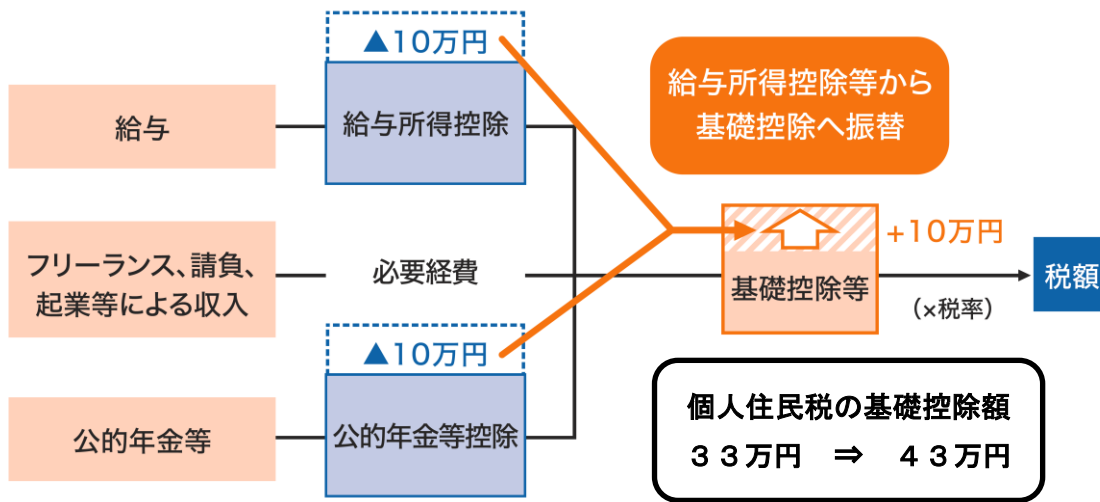
令和3年度（令和2年分）以降の適用分

【税制改正の概要】

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの改正。

1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

○給与所得控除・公的年金等控除の引き下げとともに、基礎控除を同額引き上げ。



※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

2 給与所得控除の見直し

- (1) 給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられます。
- (2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を 850 万円、その上限額を 195 万円にそれぞれ引き下げられます。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,625,000 円以下	650,000 円	550,000 円
1,625,000 円超～1,800,000 円以下	給与収入×40%	給与収入×40%－100,000 円
1,800,000 円超～3,600,000 円以下	給与収入×30%+180,000 円	給与収入×30%+80,000 円
3,600,000 円超～6,600,000 円以下	給与収入×20%+540,000 円	給与収入×20%+440,000 円
6,600,000 円超～8,500,000 円以下	給与収入×10%+1,200,000 円	給与収入×10%+1,100,000 円
8,500,000 円超～10,000,000 円以下		1,950,000 円
10,000,000 円超～	2,200,000 円	

※給与等の収入金額が 660 万円未満の場合、給与所得は上記の表によらず所得税法別表第 5 により求める。

3 公的年金等控除の見直し

- (1) 公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げられます。
- (2) 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の公的年金等控除額について、195 万 5,000 円が上限とされます。
- (3) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合には一律 10 万円、2,000 万円を超える場合には一律 20 万円が上記(1)及び(2)の見直し後の公的年金等控除額から引き下げられます。

受給者の区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額			
		改正前	改正後		
			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
区分なし	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超		
65 歳以上	330 万円以下	120 万円	110 万円	100 万円	90 万円
	330 万円超	(A) × 25% +	(A) × 25% +	(A) × 25% +	(A) × 25% +
	410 万円以下	37 万 5,000 円	27 万 5,000 円	17 万 5,000 円	7 万 5,000 円
	410 万円超	(A) × 15% +	(A) × 15% +	(A) × 15% +	(A) × 15% +
	770 万円以下	78 万 5,000 円	68 万 5,000 円	58 万 5,000 円	48 万 5,000 円
	770 万円超	(A) × 5% +	(A) × 5% +	(A) × 5% +	(A) × 5% +
1,000 万円以下	155 万 5,000 円	145 万 5,000 円	135 万 5,000 円	125 万 5,000 円	
		195 万 5,000 円	185 万 5,000 円	175 万 5,000 円	
65 歳未満	130 万円以下	70 万円	60 万円	50 万円	40 万円
	130 万円超	(A) × 25% +	(A) × 25% +	(A) × 25% +	(A) × 25% +
	410 万円以下	37 万 5,000 円	27 万 5,000 円	17 万 5,000 円	7 万 5,000 円
	410 万円超	(A) × 15% +	(A) × 15% +	(A) × 15% +	(A) × 15% +
	770 万円以下	78 万 5,000 円	68 万 5,000 円	58 万 5,000 円	48 万 5,000 円
	770 万円超	(A) × 5% +	(A) × 5% +	(A) × 5% +	(A) × 5% +
1,000 万円以下	155 万 5,000 円	145 万 5,000 円	135 万 5,000 円	125 万 5,000 円	
		195 万 5,000 円	185 万 5,000 円	175 万 5,000 円	

4 基礎控除の見直し

- (1) 基礎控除額が一律 10 万円引き上げられます。
- (2) 合計所得金額が 2,400 万円を超える納税義務者については、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、2,500 万円を超えると適用されなくなります。

合計所得金額	基礎控除	
	改正前	改正後
24,000,000 円以下	一律 33 万円	43 万円
24,000,000 円超～24,500,000 円以下		29 万円
24,500,000 円超～25,000,000 円以下		15 万円
25,000,000 円超～		0 円

5 所得金額調整控除の創設

- (1) 給与収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合は、給与収入金額（1,000 万円超の場合は 1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

(ア) 本人が特別障害者に該当する場合

(イ) 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合

(ウ) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

(給与収入額（1,000 万円超の場合は 1,000 万円）－850 万円）×10%＝控除額

- (2) 給与所得及び公的年金等に対する雑所得があり、その合計額が 10 万円を超える場合、各所得金額（それぞれ 10 万円を限度）の合計額から 10 万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。

(給与所得控除後の給与等の金額（10 万円超の場合は 10 万円）＋公的年金等に対する雑所得（10 万円超の場合は 10 万円）－10 万円＝控除額

6 ひとり親控除の創設及び寡婦（夫）控除の改正

- (1) 婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子（総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者（合計所得金額 500 万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額 30 万円）が適用されます。

- (2) 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額 26 万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限（合計所得金額 500 万円以下）が設定されます。

- (3) 住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある方は控除対象外となります。

(ひとり親控除・寡婦控除 控除額（万円）)

本人女性	配偶者関係	死別		離別		未婚	
	本人合計所得（円）	500 万以下	500 万超	500 万以下	500 万超	500 万以下	500 万超
	扶養親族：「子」有り	30	—	30	—	30	—
	扶養親族：「子以外」有り	26	—	26	—	—	—
	扶養親族：無し	26	—	—	—	—	—

本人男性	配偶者関係	死別		離別		未婚	
	本人合計所得（円）	500 万以下	500 万超	500 万以下	500 万超	500 万以下	500 万超
	扶養親族：「子」有り	30	—	30	—	30	—
	扶養親族：「子以外」有り	—	—	—	—	—	—
	扶養親族：無し	—	—	—	—	—	—

7 非課税範囲の改正

住民税非課税を判定する所得の基準額が10万円引き上げられます(改正は下線部)

(1) 「均等割」「所得割」ともに課税されない方

前年の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下である方

- ・ 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

$$28 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 16 \text{ 万}8 \text{ 千円} + \underline{10 \text{ 万円}}$$

- ・ 同一生計配偶者または扶養親族がいない場合

$$28 \text{ 万円} + \underline{10 \text{ 万円}} = 38 \text{ 万円}$$

(2) 「所得割」が課税されない方

前年の総所得金額が、次の計算式で求めた金額以下である方

- ・ 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

$$35 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 32 \text{ 万円} + \underline{10 \text{ 万円}}$$

- ・ 同一生計配偶者または扶養親族がいない場合

$$35 \text{ 万円} + \underline{10 \text{ 万円}} = 45 \text{ 万円}$$

8 その他関連する所得金額要件の見直し

給与所得控除・公的年金控除から基礎控除への振替により、扶養親族等の合計所得金額要件も見直されます。各要件については以下の表のとおりです。

要件等	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の要件	48万円超 133万円以下
勤労学生の合計所得金額要件	75万円以下
障害者、未成年者、ひとり親及び寡婦に対する非課税措置の合計所得金額要件	135万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得金額等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円

9 調整控除の改正

合計所得金額が2,500万円を超える場合は調整控除の適用ができないこととされました。